

東自貨第433号
令和6年3月25日

宮城運輸支局長 殿

東北運輸局自動車交通部長
(公 印 省 略)

標準貨物自動車運送約款等の一部改正について

標記について、令和6年3月22日付け国自貨第842号により、物流・自動車局貨物流通事業課長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係者への周知及びその円滑な実施に遺漏のないようにされたい。

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長
關 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長
沖 繩 綜 合 事 務 局 運 輸 部 長

} 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 貨 物 流 通 事 業 課 長
(公 印 省 略)

標 準 貨 物 自 動 車 運 送 約 款 等 の 一 部 改 正 に つ い て

物流の持続的な成長を確保するため、現行の商慣行を前提とすることなく、これを是正し、トラック運送事業者が、健全な事業運営のために必要な運賃を収受できる環境整備等を図る観点から、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」の提言（令和 5 年 12 月 15 日公表）を踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 10 条第 3 項等に基づき国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款について、標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 210 号）により改正を行ったところである。

改正された標準運送約款は、令和 6 年 6 月 1 日より施行されるが、主たる改正事項は別紙のとおりであるので、関係者への周知及びその円滑な実施に遺漏のないようにされたい。

- ・ 標準貨物自動車運送約款（平成 2 年運輸省告示第 575 号。以下「標準運送約款」）
- ・ 標準宅配便運送約款（平成 2 年運輸省告示第 576 号。以下「宅配便約款」）
- ・ 標準引越運送約款（平成 2 年運輸省告示第 577 号。以下「引越約款」）
- ・ 標準貨物軽自動車運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 171 号。以下「軽運送約款」）
- ・ 標準貨物軽自動車引越運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 172 号。以下「軽引越約款」）
- ・ 標準霊きゅう運送約款（平成 18 年国土交通省告示第 1047 号。以下「霊きゅう約款」）
- ・ 標準貨物自動車特定信書便運送約款（平成 27 年国土交通省告示第 1163 号。以下「標準信書便約款」）
- ・ 標準貨物軽自動車特定信書便運送約款（平成 28 年国土交通省告示第 247 号。以下「軽信書便約款」）

標準貨物自動車運送約款等の一部改正について

1. 荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容の明確化等

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、適正な運賃・料金の収受を目的として、待機時間、附帯業務等が具体的に規定されていた一方、「積み込み」「取卸し」等の業務は、「第2章 運送業務等」において規定されていたため、運送業務と荷待ち・荷役作業等の運送以外の業務の区切りが不明確であった。このため、「積み込み」「取卸し」等の運送以外の業務については、「第2章 運送業務等」から分離し、第3章を「積み込み又は取卸し等」に改めた上で、当該章において規定することとした。

また、これらの運送以外の業務が契約にないものであった場合、当該業務の対価を負担する主体についても不明確であったことから、トラック運送事業者が運送以外の業務を引き受けた場合、契約にないものを含め、対価を収受する旨を規定した。

〔関係条項〕 標準運送約款（第61条）、軽運送約款（第59条）

2. 運賃・料金、附帯業務等を記載した書面の交付

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、荷送人による運送の申込みやトラック運送事業者による運送の引受けについては、明確な規定がなかった。このため、運送を申込み荷送人、運送を引受けるトラック運送事業者は、それぞれ運賃・料金、附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む。）である運送申込書、運送引受書を相互に交付する旨を規定した。

なお、運送申込書、運送引受書は別添の様式を例示とする。

〔関係条項〕 標準運送約款（第6条及び第7条）、軽運送約款（第6条及び第7条）

3. 利用運送を行う場合における実運送事業者の商号・名称等の荷送人への通知等

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、利用運送を行う場合がある旨は規定されていたが、利用運送が行われた場合でも荷送人が実運送事業者を把握することは困難であった。このため、利用運送を行う元請運送事業者は、当該運送の全部又は一部について運送を行う実運送事業者の商号・名称等を荷送人に通知する旨を規定した。

また、利用運送に係る費用は「利用運送手数料」として収受する旨を規定した。

〔関係条項〕 標準運送約款（第17条）、軽運送約款（第17条）

4. 中止手数料の金額等の見直し

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、荷送人が、貨物の積み込みの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、中止手数料を請求しないこととされていたが、実勢に応じて、当該中止手数料の金額等を見直すこととした。

具体的には、

・運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に運送の中止をしたときは、当該運送

引受書に記載した運賃・料金等の 20 パーセント以内

- ・ 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に運送の中止をしたときは、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の 30 パーセント以内
- ・ 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に運送の中止をしたときは、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の 50 パーセント以内

をそれぞれ収受できることとした。

〔関係条項〕 標準運送約款（第 38 条）、軽運送約款（第 38 条）

5. 運賃・料金等の店頭掲示事項のオンライン化

改正前の「標準運送約款」等では、「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」については、店頭に掲示することとされていたが、これらの事項を既に自社のウェブサイト等に掲載しているトラック運送事業者も多く存在する。

また、特定の場所において書面で掲示されていた事項について、インターネットによる閲覧等を可能とし、利用者利便の向上を図る観点から、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）により貨物自動車運送事業法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日より、常時使用する従業員の数が 20 人を超えるトラック運送事業者については、原則として、運賃・料金等を店頭での掲示に加え、自社のウェブサイトにも掲載しなければならないこととされている。

こうした状況を踏まえ、運賃・料金等の店頭掲示事項について、ウェブサイトに掲載する必要がある旨を規定した。

〔関係条項〕 標準運送約款（第 3 条、第 32 条及び第 64 条）、宅配便約款（第 2 条及び第 8 条）、引越約款（第 2 条及び第 18 条）、軽運送約款（第 3 条、第 32 条及び第 62 条）、軽引越約款（第 2 条及び第 18 条）、霊きゅう約款（第 3 条及び第 16 条）、標準信書便約款（第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 13 条及び第 21 条）、軽信書便約款（第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 13 条及び第 21 条）

(別添)

※令和6年3月改正標準貨物自動車運送約款/標準貨物軽自動車運送約款準拠

運送申込書/運送引受書

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込者		社名又は氏名 (担当者名)	住所	申込日: 年 月 日	電話: - -	FAX: - -	E-mail:	緊急連絡先: - -
標準貨物自動車運送約款(令和6年3月22日最終改正)の確認 <input type="checkbox"/> 済								
集貨/発送地及び担当者		社名又は氏名 (担当者名)	住所	電話: - -	FAX: - -	E-mail:	緊急連絡先: - -	(建物名・部屋番号も記載)
配達/到着地及び担当者		社名又は氏名 (担当者名)	住所	電話: - -	FAX: - -	E-mail:	緊急連絡先: - -	(建物名・部屋番号も記載)
運送を引受ける者		社名又は氏名	住所	事業許可	年 月 日	第 号	電話: - -	FAX: - -
引受営業所		営業所名 (担当者名)	住所	電話: - -	FAX: - -	E-mail:	緊急連絡先: - -	
車両番号								
利用運送により運送を受託した者		社名又は氏名	住所	事業許可	年 月 日	第 号	電話: - -	FAX: - -
引受営業所		営業所名 (担当者名)	住所	電話: - -	FAX: - -	E-mail:	緊急連絡先: - -	
車両番号								

貨物の情報							
運送の扱い種別							
品名	品質	重量又は容積	個数				
集貨又は発送希望日時	月 日()	配達又は到着希望日時	月 日()	荷姿	合計	kg/m ³	
高価品の場合	種類:	価額:				運送保険の希望	有・無
運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他() 支払期日: 年 月 日			特約条項			
附帯業務の内容	<input type="checkbox"/> 積込み 作業内容() 予定作業時間() <input type="checkbox"/> 取卸し 作業内容() 予定作業時間() <input type="checkbox"/> 品代金の取立て <input type="checkbox"/> 荷掛金の立替え <input type="checkbox"/> 貨物の荷造り <input type="checkbox"/> 仕分 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 検収及び検品 <input type="checkbox"/> 横持ち及び縦持ち <input type="checkbox"/> 棚入れ <input type="checkbox"/> ラベル貼り <input type="checkbox"/> はい作業 予定作業時間()						
【走行距離】	総実車	km	【走行時間】	総実車	分		
運賃及び料金							
運賃	円						
燃料サーチャージ(基準額120円・調達額)	円	円 (走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L))					
利用運送手数料	(運賃の%)	円	有料道路利用料(税込)	円			
待機時間料	円 (見込み待機時間: 分、30分あたり単価 円)						
附帯業務料	積込料	円	取卸料	円			
	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円			
	荷造り	円	仕分け	円			
	保管	円	検収及び検品	円			
	横持ち及び縦持ち	円	棚入れ	円			
	ラベル貼り	円	はい作業	円			
	その他附帯業務()	円					
附帯業務料 計		円					
運送保険料(税込)	円	〇〇料	円				
合計請求額	円	(内消費税額)		円			

・上記のとおり運送を引受けます。
令和 年 月 日

運送引受者
(貨物自動車運送事業者)